

平成 27 年（2015 年）6 月 29 日
政策会議資料
まち産業活性部地域経済振興室

市立吹田サッカースタジアム条例の制定について

1 制定理由

（仮称）市立吹田サッカースタジアムが本年 9 月末に竣工予定であることから、同スタジアムを公共施設として設置するために必要な事項を定めようとするものです。

2 条例及び施行規則の主な内容

（1）設置目的

プロサッカーの試合その他のスポーツ活動等の催しの用に供することにより、スポーツの推進及び青少年の健全育成並びに市民相互及び地域間の交流を図り、もって、にぎわい及び活力のあふれるまちづくりに資することを目的として、サッカースタジアムを設置するものです。

（2）施設の名称及び位置

ア 名称 市立吹田サッカースタジアム

イ 位置 吹田市千里万博公園 2 3 番 1 の一部

（3）主な施設

ア グラウンド及びスタンド（4 万人収容）

イ 大会運営室、更衣室、シャワー室、放送室、特別室、その他諸室

ウ 売店、レストラン

（4）休館日及び開館時間

ア 休館日 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日まで

イ 開館時間 午前 9 時から午後 9 時まで

（5）事業内容

ア 施設をスポーツ活動等の催しの用に供すること。

イ その他市長が必要と認める事業

（6）指定管理者の指定

ア 指定管理者 株式会社 ガンバ大阪

イ 指定期間 平成 27 年（2015 年）9 月 30 日から

平成 75 年（2063 年）3 月 31 日まで

平成 27 年（2015 年）6 月 29 日
政策会議資料
まち産業活性部地域経済振興室

(7) 利用料金

- ア 利用料金は、市長が定める額の範囲内で指定管理者が定めるものとします。ただし、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこととします。
- イ 利用料金は、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができることとします。
- ウ 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとします。

(8) 施行日

平成 27 年（2015 年）9 月 30 日

3 パブリックコメントの実施

(1) 意見募集期間

平成 26 年（2014 年）11 月 20 日（木）から 12 月 19 日（金）まで

(2) 意見提出件数

34 件（9 通）

(3) 主な意見の概要

- ア 施設及び敷地内の完全禁煙（分煙不可）、酒類の提供禁止
- イ 拡声器、鳴り物の使用禁止、横断幕及びフラッグの掲出禁止
- ウ 休館日は原則定めず指定管理者に決定権を付与
- エ 保育ルーム、授乳室、子供用トイレ、ベビーカー置き場の設置
- オ 高齢者・障がい者用席（安価な特別価格の設定）の提供
- カ 広く市民にも貸し出せる施設を目指してほしい。
- キ 大規模災害等の発生時に、一時避難所として活用できるようにしてほしい。
- ク サッカー以外の競技にも使えるようにしてほしい。
- ケ 試合時の交通対策は誰がするのか。指定管理者の業務に明記すべきである。
- コ 交通渋滞が生じたら、その対策は誰がするのか、費用負担は誰がするのか。明確に示すべきである。
- サ ガンバ大阪も 1 年に 1 回「ガンバの祭典」を行う。受付から売店、売り子、最寄りの駅員、吹田市職員もユニホームを着用する。

平成 27 年（2015 年）6 月 29 日
政策会議資料
まち産業活性部地域経済振興室

4 アドバイザー会議の開催

(1) 設置目的

(仮称) 市立吹田サッカースタジアムの設置条例及び指定管理者の指定などに関して、外部有識者から必要な意見又は助言を聴取するため

(2) 開催状況

第 1 回 平成 27 年（2015 年）6 月 1 日

第 2 回 平成 27 年（2015 年）6 月 8 日

(3) 条例・規則に関する主な意見の概要

ア 名称は“市立”としないほうが良い。例えば「吹田ガンバスタジアム」など、「吹田＝ガンバ」の関係をアピールできるような名称をつけてはどうか。

イ 行政は J リーグなどのプロスポーツを“市の PR となるもの”として評価していない。市民にハピネスをもたらすということを政策として示してほしい。

ウ ガンバ大阪に公共施設という意識が低ければ、完全利用料金制のため、収益があがらない事業は切捨てられる可能性が高い。従来の指定管理者に比べると公平な管理運営にやや懸念があることを念頭に置くと、これを条例に明記することも検討の余地があるのではないかと。

エ 50 年近くにわたる契約期間の間には、物価水準変動の可能性も大きい。将来の柔軟性を確保しておくため、数年後の料金体系の見直しを現時点で条例に明記しておくことも、一つの対処法ではないかと。

オ 指定管理契約期間後半における、大規模修繕の着実な実施を、条例（あるいは条例施行細則・管理運営基準）などを用いて担保しておくことも必要ではないかと。

5 今後の予定

平成 27 年（2015 年）7 月定例会に提案を予定しています。